

司法書士試験・土地家屋調査士試験・簡裁訴訟代理等能力認定考査共通 よくあるお問合せ

1 受験申請編	質問	回答
Q1-1	受験資格に制限はありますか。 海外居住者や日本国籍以外の者でも受験できますか。	【司法書士試験・土地家屋調査士試験】 受験資格の制限はありませんので、居住地や国籍にかかわらず誰でも受験することができます。 【簡裁訴訟代理等能力認定考査】 司法書士法第3条第2項第1号に規定する研修の課程を修了した者が受験資格を有します。
Q1-2	司法試験・土地家屋調査士試験の受験申請書と受験案内書(以下「受験申請書等一式」といいます。)はどこでもらうことができますか。また、簡裁訴訟代理等能力認定考査の考査申請書類はどこでもらうことができますか。	【司法書士試験・土地家屋調査士試験】 受験申請書等一式は、法務局・地方法務局の総務課の窓口で交付を受けることができるほか、郵送により交付を受けることができます。 郵送により受験申請書等一式の交付を請求する場合には、返送用の封筒(郵便番号、住所及び氏名を記載し、郵便切手(180円)を貼った角形2号(A4版))を同封してください。 ※海外居住者は、日本から居住地への国際郵便に対応した返信用封筒と送付する地域に応じた郵便切手を同封してください。 【簡裁訴訟代理等能力認定考査】 考査申請書類は、自己が入会している司法書士会(司法書士会に入会していない方は、住所地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域内にある司法書士会)で交付を受けることができます。
Q1-3	受験申請はどのようにすれば良いですか。	【司法書士試験・土地家屋調査士試験】 受験申請書を法務局・地方法務局の窓口へ提出する方法と、郵送により提出する方法があります。 郵送により受験申請をする場合には、筆記試験受験票(はがき)に郵便番号、住所及び氏名を記載して、郵便切手(85円)を貼り付けてください。 【簡裁訴訟代理等能力認定考査】 自己が入会している司法書士会(司法書士会に入会していない方は、住所地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域内にある司法書士会)を通じて考査申請書類の交付を受け、当該司法書士会に申請書類を提出してください。
Q1-4	海外居住者の場合には、受験申請はどのようにすれば良いですか。	海外居住者も、Q1-3のとおり、受験申請書を法務局窓口を持参するか、郵送により提出してください。 郵送により受験申請をする場合には、受験票を送付するため、日本から居住地への国際郵便に対応した返信用封筒を同封してください。
Q1-5	試験の日程や会場はどこですか。試験会場の変更はできますか。	試験日程は、受験案内書に掲載しています(参考Q1-7)。 また、試験会場は、受験地を管轄する法務局・地方法務局ホームページに掲載しています。 なお、受験申請書の受付後は、災害による場合を除いて受験地の変更をすることはできません。

Q1-6	自身が居住している都道府県以外の会場でも受験できますか。	受験申請者に都合の良い受験地を選ぶことができます。 なお、受験申請書の受付後は、災害による場合を除いて受験地の変更をすることはできません。
Q1-7	【司法書士試験・土地家屋調査士試験のみ】 受験申請書等一式の交付は、いつ頃から開始されますか。 受験案内書は、いつ頃ホームページ上で公開されますか。	受験申請書等一式は、例年、司法書士試験においては4月上旬、土地家屋調査士試験においては7月上旬から、各法務局・地方法務局において交付するとともに、受験案内書は法務省ホームページでも公開します。 なお、前年度から時期が大きく変更になる場合には、あらかじめ法務省ホームページ等でお知らせします。
Q1-8	【司法書士試験・土地家屋調査士試験のみ】 受験申請書等一式は支局・出張所でも交付していますか。	原則として支局・出張所では交付していません。各法務局又は地方法務局の本局で交付請求をしていただくようお願いいたします。
Q1-9	【司法書士試験・土地家屋調査士試験のみ】 法務局窓口の受付時間外に受験申請をすることはできますか。	受験案内書に記載されている法務局窓口の受付時間外に受験申請をすることはできません。 受付時間内に受験申請をすることが難しい場合には、郵送で受験申請をしてください。
Q1-10	受験申請書に印紙を貼るスペースが足りないのですがどうしたらいいですか。	受験申請書の余白(足りなければ裏面)に貼り付けてください。印紙の貼り付けについて疑問点がありましたら受験予定地の法務局・地方法務局へお問い合わせください。
Q1-11	受験申請書の現住所欄には、住民票に記載されている住所を記載すべきですか。	受験申請書の現住所欄には、住民票に記載されている住所を記載してください。居所が住民票記載の住所と異なる場合には、「連絡場所」欄に記載してください。
Q1-12	受験申請書に誤記をした場合には、どのように修正したら良いですか。	二重線で訂正してください。また、訂正印は不要です。
Q1-13	外国籍の場合には、本籍及び氏名欄はどのように記載したら良いですか。	本籍欄には自身の国籍がある国名を記載してください。 漢字で氏名が記載できない場合には、氏名欄には、カタカナ又はローマ字で記載いただき、漢字で記載する場合にはふりがなも記載してください。 通称名での受験も可能です。その場合には、合格証書も通称名で発行されます。
Q1-14	申請から合格発表日までに住所又は氏名が変わる予定ですが、変更前と変更後のどちらを記載すれば良いですか。また、申請後に急きょ変更になった場合には、どのように届出をすれば良いですか。	受験申請書には、受験申請時点の情報を記載してください(申請書に不備等があった場合には、申請書に記載いただいた連絡先に連絡をします。) 受験申請後、住所等の変更があった場合には、直ちに受験申請した法務局・地方法務局へその旨届け出てください。届出の方法は受験申請した法務局・地方法務局にお問い合わせください。
Q1-15	受験申請を郵送で行う場合には、受験申請期間より前に発送することはできますか。	受験申請期間内に申請先の法務局又は地方法務局に到達するよう発送願います。 なお、受験申請期間より前に法務局に到着した場合には、受験申請書を返送することもありますので、御了承ください。
Q1-16	受験申請を郵送で行う場合には、提出書類を普通郵便で送付してもいいですか。	郵送により受験申請を行う場合には、書留郵便で送付してください。
Q1-17	代理人又は使者を通じて申請をすることはできますか。	受験申請手続を行うことができるのは、必ずしも本人に限りませんが、代理人又は使者の方の身分証の提示をお願いする場合があります。

Q1-18	郵送で受験申請を行いました、受験票が届きません。	受験案内書に記載の日付までに受験票が届かない場合には、受験地を管轄する法務局・地方法務局にお問い合わせください。
Q1-19	受験票を紛失した場合には、どうすればいいですか。	受験票を紛失した場合には、受験地を管轄する法務局・地方法務局に御連絡ください。
Q1-20	【土地家屋調査士試験のみ】 午前の部の試験の免除を受けるための資格を証する書面は、どのように提出すればよいのですか。	原本とその写し1通を受験申請書に添付してください。郵送により提出する場合には、郵便番号、住所及び氏名を記載し、郵便切手(書留料金を含む。)を貼り付けた原本返送用の封筒を一緒に提出してください。

2 特別措置編	質問	回答
Q2-1	特別措置の申出をするには、どのような書類が必要ですか。	特別措置申出書(各法務局・地方法務局に様式があります。)のほか、医師の診断書をはじめとする障害の程度と希望する特別措置との関係性が分かる資料が必要となります。
Q2-2	どのような特別措置を認めてもらえるのですか。	障害の程度等に応じて内容が変わります。具体的な内容については、受験地を管轄する法務局・地方法務局にお問い合わせください。
Q2-3	特別措置はいつまでに申し出る必要がありますか。	原則として受験申請受付期間中に、受験地を管轄する法務局・地方法務局に申出をしてください。
Q2-4	特別措置申出書に添付する健康診断書は、数年前に診断を受けたものでも良いですか。	現在の状況を把握する必要がありますので、診断後1年以内かつ直近のものを添付してください。
Q2-5	申出をすれば、特別措置は必ず認められますか。	障害の程度や希望する特別措置の内容に応じて個別判断となりますので、必ずしも申出の内容どおりに特別措置が認められるわけではありません。

3 試験当日編	質問	回答
Q3-1	会場に時計はありますか。	時計がない会場もありますので、必要に応じて持参してください。 なお、Q3-5のとおりスマートウォッチは使用できませんので御留意ください。
Q3-2	試験当日中、かばんを座席の横に置くことはできますか。	不正行為の防止のため、かばんは原則として座席の下に置いてください。
Q3-3	指定時刻経過前にトイレ等のために試験室から退出し、指定時刻までに試験室に戻れなかった場合には、試験の受験はできますか。	指定時刻経過前に試験室に出頭していたとしても、原則として指定時刻経過後は試験室に再入室することはできません。 指定時刻経過前にやむを得ず試験室を退出する必要がある場合には、必ず事前に試験監督員に申し出てください。
Q3-4	座布団やクッションを使用することはできますか。	座布団やクッションを使用することはできます。ただし、試験監督員が試験実施上支障がある(不正行為の疑い等)と判断した場合には、使用を取りやめていただくことがあります。

Q3-5	スマートウォッチを使用することはできますか。	時刻の確認のためであっても、スマートウォッチを使用することはできません。試験中に使用している場合には不正受験となる場合があります。
Q3-6	下敷きを使用することはできますか。	下敷きを使用することはできません。答案作成上支障がある場合には、板目紙を貸与しますので、試験監督員へ申し出てください。
Q3-7	拡大鏡(ルーペ。着用型の拡大鏡も含む。)を使用することはできますか。	原則として使用することはできません。目の疾患等により使用が必要な場合には、特別措置の申出を行ってください(上記「2特別措置編」参照)。
Q3-8	試験中に常備薬の服用をすることはできますか。	原則として服用することはできません。疾病等により試験中に常備薬を服用する必要がある場合には、特別措置の申出を行ってください(上記「2特別措置編」参照)。
Q3-9	帽子を着用したまま試験を受けることはできますか。	原則として着用したまま受験をすることはできません。傷病等により着用が必要な場合には、特別措置の申出を行ってください(上記「2特別措置編」参照)。
Q3-10	サポーター、リストバンド等を使用することはできますか。	原則として使用することはできません。傷病等により使用が必要な場合には、特別措置の申出を行ってください(上記「2特別措置編」参照)。
Q3-11	机上に置けるキャップ付きペットボトル飲料は1本までとされていますが、容量は決まっていますか。	容量の定めはありません。 なお、水滴等によって問題や答案用紙の汚損等が生じたとしても、交換には応じられませんので御留意ください(ペットボトルカバーの使用はできません。)
Q3-12	水筒を机上に置くことはできますか。	水筒は机上に置くことはできません。ペットボトルのみ認められています。
Q3-13	空調等により寒い(暑い)と感じた場合には、席を変えてもらうことはできますか。	指定された座席の変更はできません。衣服により調整してください。
Q3-14	申請時に眼鏡をかけていない(かけた)顔写真を添付して申請しましたが、試験当日に眼鏡を使用する(しない)ことはできますか。	差し支えありませんが、試験時間中、本人確認のため、試験監督員が眼鏡の着脱を求めることがあります。
Q3-15	電卓、筆記用具や腕時計を忘れた場合には、貸与してもらえますか。	貸与することはできません。
Q3-16	【司法書士試験・土地家屋調査士試験のみ】 マークシートの受験番号の記載方法で、受験番号が「11」の場合には、マークシートには「0011」とマークしなければならないのでしょうか。	先頭の「0」は不要です(「11」のみマークすれば足ります。) なお、先頭の「0」を記載したとしても、そのことをもって採点されないということはありません。
Q3-17	【司法書士試験・土地家屋調査士試験のみ】 マークシートにはシャープペンシルで記入してもいいですか。	マークシートには鉛筆(B又はHB)で記入してください。 シャープペンシルは、問題検討のために問題用紙に限り使用が認められています。
Q3-18	【司法書士試験・土地家屋調査士試験のみ】 午前の部の試験を受験せずに、午後の部の試験だけ受験することはできますか。	午前の部の試験を受験せずに午後の部の試験のみを受験することはできません(土地家屋調査士試験において午前の部の試験を免除されている者を除く。)

4 試験終了後編	質問	回答
Q4-1	合格発表(筆記試験及び最終合格発表)時刻になってもHPが更新されていません。	何回か更新を行ったり、携帯電話の場合にはキャッシュの削除、媒体を変える(携帯・PC)等を試みてください。 なお、法務本省のシステムの関係で、若干のタイムラグが発生する場合がありますので、一定の時間が経ってからアクセスすることをおすすめします。
Q4-2	合格証書・認定証書の交付はどのように行われるのでしょうか。	対面又は郵送により交付を行います。交付方法は法務局・地方法務局ごとに異なります。
Q4-3	合格の有無について電話で確認することはできますか。	個人情報保護の観点から、受験者本人であるか否かにかかわらず、電話で可否の確認をすることはできません。
Q4-4	合格証書・認定証書の記載内容(氏名、生年月日)に誤記がありますが、対応してもらえますか。	受験申請書に記載した内容と合格証書の記載内容に齟齬がある場合には、直ちに受験地を管轄する法務局・地方法務局へ御連絡ください。
Q4-5	合格証書・認定証書を紛失してしまいました。再発行できますか。	合格証書の再発行はできません。 なお、合格したことを証する証明書の発行手続を行っておりますので、受験地を管轄する法務局・地方法務局にお問い合わせください。
Q4-6	【司法書士試験・土地家屋調査士試験のみ】 成績通知を希望した(封筒に住所及び氏名を記載した)にもかかわらず、成績通知が届きません。	成績通知用の封筒に住所及び氏名の両方を記載してあるものについては、確実に法務本省において発送しています。お手元に届かない場合には、住所又は氏名の記載に何らかの不備があったものと考えられますが、郵送の性質上、封筒の行方を追うことはできません。また、再通知を行うことはできません。
Q4-7	【司法書士試験・土地家屋調査士試験のみ】 成績通知に記載した住所や氏名に変更があった場合には、何か手続が必要ですか。	郵便局において転送手続が必要になります。 また、住所や氏名の変更があった場合には、Q1-15のとおり、変更があった旨を受験地を管轄する法務局・地方法務局に届け出てください。